

出雲市建設工事仕様書

自治振興課

確 認

担 当

松本 晃史

松浦 悠

工事名		久木コミュニティセンター増築工事			
工事場所		出雲市斐川町福富地内			
工事種別		一般建築工事	建設工事の種類	建築一式工事	
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札(簡易型)			
	電子入札	該当			
	入札・見積日時	入札公告のとおり			
	入札・見積場所	入札公告のとおり			
	入札時積算内訳書	要します。			
	建設リサイクル法	対象工事です。			
	入札保証金	免除します。			
	契約保証金	要します。(契約金額の1/10以上)			
	連帯保証人	要しません。			
	前払金	します。(仕様書別紙のとおり)			
	中間前払金	します。(仕様書別紙のとおり)			
	部分払	します。(仕様書別紙のとおり)			
	最低制限価格	設定しません。			
	調査基準価格	設定します。			
	施工期限	令和 10年 1月 28日			
	質疑・応答	入札公告のとおり			
	現場説明	実施しない。			
再度入札	1回までです。				
その他					
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	完成年月日	請負金額
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	変更契約				
	請負者住所・氏名				
監督員					

その他条件	1.入札に当たっては出雲市契約規則を承知しておこなってください。 2.電子入札の場合は、市が指定する認証方法を用いないでした入札は無効とします。 3.郵便による入札は禁止します。 4.落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 5.紙入札において、代理入札の場合は委任状を提出してください。 6.出雲市税の滞納がないこと。 7.入札に参加しようとする者の間に次に示す資本関係又は人的関係がないこと。 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ)親会社と子会社の関係にある場合 (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社的一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 8.落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。 9.専任技術者の配置について 1)請負代金の額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。 2)入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって専任技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札辞退届を提出すること。 3)落札後において、専任技術者の重複等によって専任技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得る。また、契約後であれば契約を解除することもあり得る。
その他特記事項	・別紙「特記仕様書」による。 ・本工事は、週休2日工事(発注者指定型)の対象工事です。 ・本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事です。 ※本件工事と、後日発注予定の【久木コミュニティセンター増築電気設備工事】、【久木コミュニティセンター増築給排水衛生設備工事】、【久木コミュニティセンター増築冷暖房設備工事】について、1業者(特定共同企業体においては構成員)あたり1工事にのみ入札参加を認める。 ただし、【久木コミュニティセンター増築給排水衛生設備工事】と【久木コミュニティセンター増築冷暖房設備工事】に限っては、両方への参加を認める。 ※本工事は、出雲市議会の議決を要するため、出雲市は落札者と建設工事仮契約を結び、出雲市議会の議決を得た後、契約保証が付されたことを確認したうえで本契約が成立するものとする。

別 紙

(工事名：久木コミュニティセンター増築工事)

【契約保証について】

本契約時に必要（１２月市議会最終日：後日落札者にお知らせします。）

○契約等の流れ：仮契約（落札決定日）⇒本契約（１２月議会最終日）⇒着手（本契約日の翌日）

[仮契約書]

[契約保証書提出]

【支払条件について】

本工事は令和８年度～９年度の継続工事であるため、年度ごとの出来高見込に基づき支払い限度額を設定し、出来高予定額を基準に限度額の範囲内で支払いを行います。

令和８年度末出来高予定額：契約金額×１５％程度⇒支払い限度額：出来高予定額×０．９

令和９年度末出来高予定額：契約金額×８５％程度

	支払い区分	回 数	積 算 方 法 等
令和 ８ 年度	前払金	１回	出来高予定額×４／１０以内
	中間前払い	１回	出来高予定額×２／１０以内
	部分払い	３回以内 (年度末含む)	(a)部分払金の額≤請負代金相当額×９／１０－当該会計年度の部分払金額－（請負代金相当額－出来高超過額）×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額
	年度末部分払い ※中間前払い選択 の場合でも要請求	１回	(b)部分払金の額≤請負代金相当額×９／１０－請負代金相当額×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額 *部分払いを選択した場合は上記(a)を、中間前払いを選択した場合は(b)を使用する。
	支払い限度額（年度内支払い額計）		出来高予定額×９／１０
令和 ９ 年度	前払金	１回	出来高予定額×４／１０以内
	中間前払い	１回	出来高予定額×２／１０以内
	部分払い	２回以内	部分払金の額≤請負代金相当額×９／１０－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額
	精算払い	１回	契約金額－支払い済額（Ｒ８～９年度）

※令和８年度中の支払いは総額で出来高予定額×９０％を限度とします。

令和８年度においては部分払い、中間前払いどちらを選択された場合でも年度末に出来高に応じた部分払いを支払い限度額の範囲内で請求してください。

特記仕様書

工事名 久木コミュニティセンター増築工事

1. 一般事項

(1) 設計図書の優先順位

- | | |
|---------|----------|
| ① 質疑回答書 | ④ 標準仕様書 |
| ② 工事仕様書 | ⑤ 見積参考資料 |
| ③ 設計図 | |

(2) 施工時期の制限について

下記の時期・時間について、施工を制限する。

- ① ~~施工時期~~: ② ~~施工時間~~: ③ 3. その他のとおり

(3) 下請け業者及び使用材料

施工体制台帳、使用材料リストを提出して承認を受けること。また、下請負人については、原則として市内に営業所を有する者を使用すること。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、県内に営業所を有するものを使用してもよい。

(4) 県内産資材の使用

受注者は原則として県内産材を工事用資材として使用すること。また、県内で生産されていない工事用資材を使用する場合は、原則として市内の取扱者から購入した資材を使用すること。

(5) 施工図

施工図は必ず作成し、設計図書にないものは監督員の指示を受けること。

(6) 契約不適合責任

竣工後 2 年以内 (設備機器、室内装飾及び家具等は1年以内) に発見された契約不適合箇所は、監督員の指示により修補を無償にて行うこと。ただし、故意又は重大な過失により生じたものである時は、10 年もしくはその事実を知った時から 5 年とする。

(7) 竣工後の検査

竣工後 1 年目及び 2 年目の検査を行う。

(8) 届出・手続き等

この工事に関係のある法律、政令、条例等で必要な届出、手続きは受注者で代行し、経費は全て受注者が負担すること。

(9) 軽微な変更

工事施工に際し、現場の納まり又は取合い等による軽微な変更は、請負金額の増減を行わない。

(10) 設計変更に伴う数量変更

工事着手後に設計変更が生じた時は、原則として予め見積書を監督員に提出し、承認されたうえで工事に着手すること。その場合は、契約時の単価で承認された数量で増減を行う。

(11) 工事検査

主要材料、機器については、原則として監督員の立会いにより検査を行い、合格後搬入すること。また、特別な品質及び性能が要求され、製造時のばらつきが大きな機器については、監督員の指示により性能試験等の必要に応じた検査を行うこと。(発電機、大型熱源機器等)

(12) 団体等加入車の使用促進について

「貨物自動車運送事業法」「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法に規定する団体等への加入車両の使用を促進すること。

(13) 過積載等による違法運行の防止対策について

- ① 積載重量制限を超えて土砂等の積み込みをしないこと。
- ② 過積載車両、さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車等を工事に使用しないこと。

と。

- ③ 上記不正行為を行っている車両事業者・資材納入業者から工事用資材の購入をしないこと。
- ④ 取引関係にある車両事業者等が不正行為をしている場合は、早急に不正状態を改善する措置を講ずること。

(14) 暴力団等による不当介入の排除対策

- ① 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体またはその構成員もしくはこれに準ずる者から、不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかに報告するとともに、警察に届出を行い捜査上必要な協力を行うこと。
- ② この場合において工事等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

(15) 成績評定

請負額 500 万円以上の工事について成績評定を行う。加点評定する創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献に関する項目において、具体的な内容が施工計画書に記載され、または事前に受注者から別紙様式により提出されたものについて、それらの具体的な内容が加点項目に該当すると判断されれば加点するものとする。

(16) 現場代理人の兼務

次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取り締りするうえで支障がない場合は、現場代理人の兼務を行うことができる。

- ① 携帯電話等により発注者との連絡が容易にとれる。
- ② 工事内容及び規模において管理が困難ではない。
- ③ 兼務の箇所数は概ね 3 工事までとする
- ④ 市内の現場に限る
- ⑤ それぞれの工事の監督員の承認を必要とする。(様式は「工事打合せ簿」)

(17) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- ② 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。発注者と主任技術者又は監理技術者が、打合せにおいて定める。
- ③ 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(18) 労働災害防止

工事現場及び現場周辺の安全管理に当たっては、建築基準法・大気汚染防止法・労働安全衛生法(石綿障害予防規則)・ダイオキシン類対策特別措置法(廃棄物焼却炉施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱)・労働基準法等関連法令に従い、施工管理とともに労働災害防止に努めること。

(19) 環境対策

建設機械については低排出ガス対策型建設機械、及び低騒音・低振動型建設機械を使用すること。また、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を行う場合は、規制基準を遵守し、事前に届け出を行うこと。

(20) 建設副産物対策

解体発生材の処分に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき適正な措置を講ずること。なお、完成後にマニフェスト(E 票)のコピーを提出すること。

(21) 既存物等の養生

現場内及び現場周辺の道路、樹木、工作物等には、工事によって損傷を与えないように適切な養生を施すこと。なお、損傷を与えた場合には、受注者の負担によって早急に原状復旧をすること。また、敷地内の雨水・湧水処理が必要となる場合は、敷地内に沈砂沈殿槽を設け排水処理に際し、周囲を汚すことのないように対策を講ずること。

(22) 工事用電力等

工事用水・工事用電力の仮設費及び使用料は受注者の負担とする。

(23) 工事看板

工事現場を表示する看板を設置する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けて設置すること。

(24) 足場の仮設について

足場の架設について、手すり先行型足場(手すり先行工法等に関するガイドラインによる:平成 21 年 4 月制定)を採用し仮設工事時の事故・災害防止に努めること。

(25) 関連工事との連携

本工事と関連工事とは完成期限も同一であるため密接な連携を図り、工事の円滑な施工に協力しなければならない。なお、関連工事との取合い、仕上げの最終責任は本工事の受注者とする。

(26) 工事实績データ(工事カルテ)の作成と登録(CORINS 登録)

請負金額が 500 万円以上の工事については、受注者は工事契約後及び登録変更後並びに工事完成後の 10 日以内に「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受け、(一財)日本建設情報総合センターへ登録手続きを行うこと。また、「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示すること。

(27) 完成図書について

完成図書については、電子納品運用ガイドライン(簡易版)【工事編】に基づき納品すること。
なお、完成写真の著作に関わる使用権は、発注者に移譲するものとする。

(28) 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格(平成 31 年1月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

(29) ワンデーレスポンスの実施について

- ① 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- ② 発注者が、受注者からの質問、協議に対する回答について、基本的に「その日のうち」(土・日・祝日を除く 24 時間以内)に回答するよう対応することにより、適切な工程管理に資することを目的とする。
なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に実施することもワンデーレスポンスに含まれる。
- ③ 受注者は、協議の必要が生じた際には、速やかに主任監督員及び監督員の双方に、必要な資料を添付した工事打合簿をメールにて送信すること。(主任監督員のいない工事については担当係長にメールを送信すること)
なお、受注者はメールを送信する際には、件名に「●●工事協議」と必ず記載すること。
《例》「●●工事協議 擁壁構造変更について」
- ④ 受注者は、工事打合簿の回答希望日を必ず記載すること。
- ⑤ 発注者は、受注者からの協議に対し速やかに、メールで回答を行うものとする。
なお、即日回答が困難な場合は、受発注者で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に実施する。
- ⑥ 受注者は、発注者がワンデーレスポンスの効果・課題等を把握するための調査を実施する際には、協力すること。

(30) 週休 2 日工事の実施について

- ① 本工事は、週休 2 日工事の対象工事である。
- ② 「週休 2 日工事」における「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で週休 2 日相当(4 週 8 休以上)の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態(以下「月単位 4 週 8 休以上」という。)をいう。
- ③ 「週休 2 日工事」における「週単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての週で週休 2 日相当(4 週 8 休以上)の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- ④ 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇(土日を含む 6 日間)、夏季休暇(土日を除く 3 日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者が対象外とする期間は含まない。
- ⑤ 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
ただし、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
- ⑥ 「現場休息」とは、各発注単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態

をいう。

- ⑦ 受注者は、発注者指定型においては、週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。
- ⑧ 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に工事打合せ簿に書面（別紙様式1）を添付し報告するとともに、あわせて、実施工程表等を工事打合せ簿に添付し提出する。
- ⑨ 受注者は、週休2日に取り組む場合は、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員の確認を得たうえで、週休2日に取り組むものとする。関連他工事がある場合は、受発注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。
- 工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために実施工程表等に現場閉所（現場休息）日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を得たうえで週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
- ⑩ 監督職員は受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ⑪ 発注者は、発注者指定型においては、発注時点で労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に月単位4週8休以上の補正係数を乗じるものとし、月単位の週休2日が確保できなかった場合は補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、受注者希望型においては、発注時点で補正せず、対象期間中に月単位4週8休以上の現場閉所（現場休息）が確保できた場合は、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所(休息)状況

・月単位4週8休以上

対象期間において、全ての月で現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の場合をいう。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(2) 補正係数

	労務費
月単位 4週8休以上	1.02

(31) 情報共有システムの利用について

- ① 情報共有システムの利用を希望する場合は、事前に監督員に利用の申し出をすること。
- ② 発注者が、利用を認めるシステムは下表のとおりとする。

システム名称	提供会社
現場クラウドOne	(株)現場サポート
電納ASPer(デ'ソノウェア)	(株)建設総合サービス
工事監理官	日本電気(株)
information bridge	(株)アイサス
情報共有システム RevSIGN	(株)建設システム
BeingCollaboration	(株)ビーイング
basepage	川田テクノシステム(株)

- ③ 受注者は、情報共有システムを利用する場合には、発注者における利用者について、発注者と協議のうえ情報共有システムの利用を図ること。
- ④ システムの対象書類は、工事打合せ簿にて受発注者間でやり取りを行うものを対象とする。
- ⑤ システムを利用する場合、紙での提出は不要とする。
- ⑥ 電子納品・成果品の保管については、電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔出雲市〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。
- ⑦ システム使用に要する登録料及び利用料は変更契約の対象とする。

(32) 入札時積算数量書活用方式の適用について

- ① 本工事は、「出雲市建築関係工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」に基づく入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(33) 猛暑による作業不能日数について

本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- ① 作業不能日数：10日間（工期の始期は令和9年1月4日で算定）
- ② 上記①の日数は、環境省が公表する中国地方_島根_出雲地点におけるWBGT 値（気温湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021 年～2025 年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63 年法律第91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したものである。
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する中国地方_島根_出雲地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。工期中の WBGT 値の観測は、環境省が公表する上記②の観測所における値を基本とするが、現場において計測（ISO7243 /JIS B8504 や JIS B 7922 の機器を使用）して得られた計測結果を用いることもできる。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(34) 建設工事ウィークリースタンスについて

- ① 本工事は、ウィークリースタンス対象工事である。
- ② 取組内容
受注者が取り組む内容は次のとおりとし、双方、工事の進捗に差し支えない範囲で取り組むものとする。
 - (1) 月曜日など休日明けを依頼の期限日としない
 - (2) 水曜日（ノー残業デー）は定時に退社・退庁する
 - (3) 金曜日など休日前に依頼をしない
 - (4) 定時間際や勤務時間外に依頼をしない
 - (5) 勤務時間外に打合せ、現場立会を行わない
 - (6) 作業期間を確保した期限日を設定する
 - (7) 前各号のほか、受発注者間で協議した現場環境改善に関する取組
- ③ 実施方法
初回打合せ時に、本取組の目的及び内容を説明し取組目標を確認すること。

2. 保険等

(1) 下記の保険に加入すること。

- ① 請負業者賠償責任保険（第三者保険）
契約額が 130 万円を超える工事については、請負業者賠償責任保険（第三者保険）に加入すること。なお、工事ごとに契約する（スポット契約）と保険期間中の全工事を包括的に契約す

る方法(年間包括契約方式)のいずれかでも可とする。また、両者の併用も可とするが下記の補償額以上であること。

1)賠償額

1事故につき1億円以上とし、内訳は次のとおりとする。

i)対人賠償

1名につき1億円以上

ii)対物賠償

1事故につき1億円以上

2)被保険者の範囲

次に記載する者が含まれることを条件とする。

i)出雲市(発注者)

ii)受注者ほか全ての下請負人

3)期間

付保の期間は現場着手日以前から完成引渡し予定日以降とする。なお、変更契約により工期が延長となった場合は保険期間を延長すること。

4)免責額

50万円を限度とする。

5)付保証明書(写し)の提出

速やかに保険に加入し、付保証明書の写しを現場着手までに提出すること。なお、年間包括契約方式で加入している場合も、付保証明書の写しを提出すること。また、変更契約により工期が延長となった場合は保険期間を延長した付保証明書を提出すること。

② 建設工事保険(または組立保険)

契約額が130万円を超える工事については、不測の事態に備え、建設工事保険(または組立保険)に加入すること。なお、工事ごとに契約する方法(スポット契約)と保険期間中の全工事を包括的に契約する方法(年間包括契約方式)のいずれでも可とする。

1)補償金額

契約額とする。

2)期間

付保の期間は現場着手日以前から完成引渡し予定日以降とする。なお、変更契約により工期が延長となった場合は保険期間を延長すること。

3)免責額

任意とする。

4)付保証明書(写し)の提出

速やかに保険に加入し、付保証明書の写しを現場着手までに提出すること。なお、変更契約により工期が延長となった場合は保険期間を延長した付保証明書の写しを提出すること。

③ 火災保険

契約額が130万円を超える工事については、火災保険を付与すること。

1)補償金額

契約額とする。

2)期間

付保の期間は工事完成日から30日間とすること。

3)免責額

認めない。

4)被保険者

出雲市(発注者)とする。

5)付保証明書(写し)の提出

火災保険加入後は付保証明書の写しを提出すること。なお、建設工事保険(または組立保険)から火災保険への切り替え時において、無保険の期間が生じないようにすること。

④ 法定外の労災保険。

受注者は、労災補償に必要な法定外の保険に付さなければならない。ついては、工事請負契約約款第50条に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものの写しを提出すること。

(2) 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担

受注者は、工事契約締結後1ヶ月以内に「掛金収納書」を貼り付けた建設業退職金共済組合掛金収納書届出書を提出すること。何らかの理由で未加入の場合は、未加入の理由を記した掛金減免理由書を提出すること。また、工事現場の見やすい位置に「現場標識」(建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識)を掲示すること。

3. その他

- (1) 工事着手前に、近隣住民・関係者を対象とした工事説明会を開催し、説明を行うこと。併せて工事により敷地周辺へ影響がないように十分な対策を行うこと。
- (2) 現場管理用の製本図面を4冊作成すること。(同一敷地内に別途発注工事がある場合は、監督員と相談のうえ、他工事とあわせ製本する。)
- (3) 工事敷地周囲及び進入口には、図示のとおりとし、資材等の飛散を防止するため、仮囲いを設置して必要に応じて点滅灯等を設置すること。なお、設計図書で示す仮設工事内容は全て指定仮設とする。
- (4) 工事期間中、工事車両出入り口に交通誘導員を常時配置すること。資材搬入やコンクリート打設等大型車両が出入りする際には必要に応じて交通誘導員を増員配置すること。なお、増員配置となる場合は設計変更の対象とする。
- (5) 下請け業者についても安全管理を徹底し、また粉塵・騒音・振動の発生のおそれのある作業については、近隣等に配慮した時期・時間帯等での作業とすること。
- (6) 工事車両の通行による道路の汚損を防止するため、工事現場内に洗車設備(高圧洗浄機)を設け、車輛の出車の際は車輪の洗浄を行うこと。また、道路へ土砂などの落下・付着がないように対策を徹底すること。
- (7) 掘削に際し地中障害物が発見された場合は、監督員へ連絡し処分方法の指示を受けること。
- (8) 工事現場内での発生土については、島根県建設発生土民間受入施設(「建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領」により登録された施設)への運搬、処分とすること。ただし、出雲市では発生土の他公共工事等での再利用に努めており、工事着手までに他公共工事現場等からの発生土受入要請があった場合は発生土の処分先等を変更することがある。
- (9) 施設管理者とも密接に連絡をとり、安全管理・工程管理に万全を期すこと。
- (10) 別途発注予定の(電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、舗装工事)の各施工業者とは綿密な打合せや工程調整を行い、双方の効率的な工事の進捗を図ること
- (11) 敷地内にある南側グラウンドは、工事期間中も地元等への貸出を予定している。施工にあたりグラウンド利用者・関係者の支障とならないよう仮設計画・施工計画を策定し、監督員の承諾を得ること。

別紙様式

高度技術・創意工夫・社会性等に関する(計画・実施)状況

工 事 名		請負者名	
項目	評価内容	備 考	
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	☐ 周辺環境、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道、供用中の道路・建築物等の近接工事 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応	
	☐ 施工規模・構造物固有・技術固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事 特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け		
	☐ 施工関係	施工に伴う機会、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	☐ 品質管理		
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	☐ 施工管理関係		
	☐ その他		
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目の□にレマーク記入
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

高度技術・創意工夫・社会性等に関する(計画・実施)状況(説明資料)

工事名				/
項目		評価内容		
提案内容				
(説 明)				
(添付図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。